

総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・電気事業分科会

第12回買取制度小委員会

日時：平成23年1月18日（火）10：00～12：00

場所：経済産業省別館944会議室

1. 開会

○柏木委員長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、総合資源調査会、新エネ部会・電気事業分科会第12回の買取制度小委員会を開催させていただきたいと思います。本日も、ご多用のところを多数ご出席いただきまして、ありがとうございます。

昨年12月22日に開催した前回の会合では、買取制度小委員会報告書（案）につきまして、皆様からご議論をいただきました。本日は、皆様方のご議論を踏まえて修正した報告書（案）についてご報告をさせていただきたいと考えております。続きまして、修正しました報告書（案）を12月24日から1月14日まで約3週間、パブリックコメントに付しておりました。その結果をご報告させていただくとともに、昨年12月28日に政府内で取りまとめられました地球温暖化対策の主要3施策につきましても、ご紹介させていただきたいと考えております。

まず、本日の資料について、事務局から確認をお願いします。よろしくお願ひいたします。

○渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

本日の配付資料でございますけれども、座席表の下に議事次第、それから、資料一覧にございますように、資料1から4までございます。資料3が枝番で資料3-1と3-2になっていまして、参考資料1というのがございます。以上でございます。

○柏木委員長

よろしいでしょうか。それでは、議事に入らせていただきます。

なお、カメラ等の撮影に関しましては、ここまでということにさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

（カメラ退室）

2. 議事

「買取制度小委員会報告書（案）に係るパブリックコメントの結果について」

○柏木委員長

本日は、まず、資料2に基づきまして、前回、委員の皆様からいただいたご意見に沿って修正した報告書（案）についてご説明いただきまして、続いて、資料3に基づいて、本報告書（案）についてパブリックコメントとしていただいたご意見につきまして、事務局からご説明いただきたいと思います。さらに、参考資料1に基づいて、先月28日に政府から公表されました地球温暖化対策の主要3施策につきましても、事務局からご紹介いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

それでは、まず、資料2をごらんください。前回の小委員会のときに委員の皆様からご意見をいただきまして、若干の修正をした後、パブリックコメントに付しました。その修正につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

1 ページからでございます。もともとの記述では、太陽光発電と風力発電だけを例示しておりましたが、22行目、水力、地熱、バイオマス発電についても書かせていただきました。

3 ページのカッコ3のバイオマス発電の部分は、これまで「バイオマス」とだけ書いていて、発電とか燃料というのを明記しておりませんでした。、「発電」、「燃料」というのを明記させていただくようにしました。あとは若干の字句の修正をしております。

4 ページの（注）のところでございますけれども、バイオマスについて、何の実例や事例もないのもどうかというご意見があり、林地残材を例えばということで記述してはどうかというご意見もございましたので、実例として林地残材を挙げさせていただいております。

少し飛んで、12 ページでございます。まず、買取主体のところ、一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者という言葉が出て参りますが、わかりやすい絵や注を入れたほうが良いのではないかというご指摘がございまして、真ん中に絵を入れさせていただきました。また、12 ページの7行目になりますけれども、もともとの文章では、PPSは買取主体としては、買取制度下で電気を買い取ることができる、というような書きぶりでしたが、このところを、できるという形にするのか、あるいは、買い取り申し込みがあったときは買い取らなければいけないというふうにするのかというところが、現

在、法制面での実務的な議論が続いておりまして、買い取らなければならないということにするんだけど、理由があって買い取れない場合には、最終的には一般電気事業者が引き取るというような形になるのかもしれないということで、書きぶりとしては、「買取主体となり」というふうに、ややニュートラルなというか、c a nなのか、m u s tなのか、わかりにくいような書きぶりになっておりますけれども、そういう法制的な理由で少し書き方を変えております。

こういう点については、報告書の一番最後に9という項目があり、ページ番号で言いますと19ページに、「9.おわりに」というのがございます。ここの一番最後の3行ぐらいのところ、「今後の法制面の検討の結果、法技術的に困難と判断されるもの等もあり得ると考えられ、その場合においても、大枠及び本報告書の内容及び趣旨に鑑みながら、経済産業省において適切な代替案について検討していくことが望まれる」ということで、今後の検討次第によっては、こういう修正もややあり得るといふふうにご理解いただければと思います。

それから、18ページの一番下のところからでございますが、もともとの案では、消費者がとにかく負担を嫌がっているというような記述に見えるということもございましたので、「再生可能エネルギーの導入拡大に資するような実効性のある制度であることを前提としつつも」という記述を入れさせていただきました。

また、その下の電力多消費産業に対する配慮という部分でございますけれども、もともとの案では、国際競争力の影響への配慮という書きぶりでもございましたけれども、意味がわかりにくいということで、少し詳しく記述をさせていただいております。

以上の修正を加えた形で、昨年12月24日にパブリックコメントをかけさせていただきました。それに対して出てきたご意見の結果を資料3-1と3-2でまとめています。

資料3-1をごらんいただきたいと思います。14日まで意見を受け付けておりました。総数が8,840件という意見をいただいております。この内訳につきましてご説明したいと思いますが、8,840件というのはパブリックコメントの件数としては多いほうだと思いますけれども、同じような意見ですとか、あるいは、全く同じ文面でお名前だけが違うという意見を、例えば一つの会社で何百件、あるいは千数百件にまとめておられたところもありましたけれども、そういう形で出されているところもありますが、そういうものも1つ1つ、全部1件というふうにかウントして、8,840件とカウントしています。先週の木曜日ぐらいから、私は全部に目を通してございまして、今日、ウサギみみたいな目になっ

てしまいまして、恐縮でございます。

内容につきましては、資料3-2でご説明をしてみたいと思います。全部ご説明すると非常に長い時間かかってしまいますので、それをまとめたものが3-2で、3-2の中で、さらに件数が多かったものを中心にご説明をしたいと思います。資料3-2の一番左のほうに番号がありますので、この番号に沿ってご説明をしてみたいと思います。

まず、買取対象とか買取範囲についてのご意見でございますけれども、2番は、地熱発電は発電方式にかかわらず買取対象とすべきである等、買取対象をなるべく広くとか、買取対象に関するご意見が21通ございました。地熱発電につきましては、RPSにおいてはバイナリー方式のみを対象にするということでございますけれども、今回の買取制度の検討におきましては、フラッシュ方式についても買取対象にするということで検討を行っておりまして、そのほかの電源につきましても、導入拡大の効果とか国民負担の程度、あるいは技術的問題等も考えながら、実用化されたものを広く対象にしようという方向で検討しているというふうに、右のほうに、この意見に対する事務局の考え方を記載しております。

3番でございますけれども、LCAの観点から、海外からの輸入品は対象外にすべきというご意見がございました。これは、考え方のところでございますけれども、輸入だからという理由で適切でないというふうには考えられないと思っております。国内産のバイオマス燃料と同じように、要件に沿っているか、沿っていないかという趣旨で判断をしていくのではないかと考えております。

4番でございます。廃棄物発電を買取対象とすべきであるとか、バイオマスの買取対象についてのご意見というのを特別に数えてみましたけれども、廃棄物発電のところは、実は76件ございまして、この76件を含む147件が、バイオマス発電の買取対象についてのご意見ということでございます。廃棄物発電につきましては、廃棄物発電の中に含まれるバイオマスというふうに私どもは解釈しておりますけれども、これも先ほどご説明しました、買取対象としてのバイオマス発電の要件というものに照らして、引き続き詳細な検討を進めていくのではないかと考えております。

6番でございますけれども、ここからは太陽光発電になります。6番の170通のご意見は、専ら余剰電力買取制度を維持すべきであるというご意見でございます。やや対立構造になりますのが7番の意見でございますけれども、これはどちらかというと、世帯によって余剰比率とかそういうのが違うので、余剰電力買取ではなくて、むしろ全量買取でと

いうご意見もございまして、これが6番と7番でございます。また、対立というわけじゃないんですけども、その中間みたいところで、11番の意見が、全量と余剰の選択方式というようなご意見も9通ございました。

これにつきましては、6番と7番のところの考え方でございますけれども、この小委員会でもご議論いただきましたけれども、基本的には、住宅についてはいろいろな論点がありますけれども、現在の余剰電力買取を維持することが適当ではないかということでございます。他方で、11番のところの考え方でございますけれども、工場・事業所については全量買取に移行して、ただし、これは工場・事業所のご判断で、全量買取とするものの、余剰電力だけを売るということも可能ではないか、行い得るということが適当ではないかと考えているということでございます。

12番でございますけれども、異電圧契約と申しますか、同じ場所で高圧で受電しているながら、太陽光で発電したものは低圧で逆潮流するというような形も、私どもも認めるべきではないかというご意見がございました。これにつきましても、ご意見を参考としながら、今後、こういった運用が可能かどうか、検討を行っていくということでございます。

次のページに行ってくださいまして、ここからは買取価格とか期間に関する事項でございます。16番は、地熱発電の地点調査の補助事業とか、そういった補助制度も引き続き必要ではないかという意見でございます。これにつきましては、今後、どういう支援があり得るかといった具体的な手法について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、17番と18番は買取価格についてのご意見で、17番は一律価格に賛成というご意見でありまして、18番は逆に、各電源の発電コストに見合った設定にすべきではないかということでした。これもこの小委員会でご議論いただいたところでございますけれども、一律価格のほうが費用対効果が高いものから導入が進む、市場メカニズムが活用できるということで、この小委員会としては一律価格を考えるの基本としているということでございます。

19番は、非常に意見が多かったんですけども、買取価格と期間を、特に価格についてはなるべく高くしてほしいというご意見でございまして、この403件の意見は、高くという意見と低くという意見と両方を合わせてカウントしておりますけれども、大半は買取価格をなるべく高くというご意見でございました。これにつきましては、費用対効果と申しますか、導入促進という観点と国民負担という観点から、バランスのある決め方をしていくべきではないかという回答を考えております。

20番はRPSについての事項ということで、特にバンキングは、せつかくためたのでもったいないというご意見がありました。これもこの小委員会でご議論がありましたけれども、確かにバンキングを一生懸命ためていらっしゃることは多としながらも、そもそもこの制度自体が廃止されてしまうと、使うことができない可能性が高いと考えております。

21番からが、新設・既設、あるいは出力増強についての事項でございます。まず21番が、RPS法が始まる前の設備についても救済すべきではないかということでございます。今の小委員会の報告書（案）では、RPS法導入以降のものについて激変緩和措置を講じるというような書きぶりになっていますので、それに対する意見がございました。これは、RPS法導入前の設備というのは、RPSがそもそもない状態で投資計画を考えられているので、RPS法がなくなったときに、当初の投資回収計画に影響があったというのは言えないのではないかと考えてございます。

22番は、RPS法の既設の設備について、現状の取引価格よりも下がらないように単価の設定をしてほしいというご意見が30通ぐらいございました。もちろんこれは、今までの既設の電源が事業継続をしていただくというのが非常に重要な点だと思っております。そういう点も踏まえながら、価格の決定をしていくということだろうと思っております。

23番は、機器の老朽化によって全面的に改修した場合は、新設と同じとしていただけないかというような意見でございます。これは今後、新設の定義というのを、古い設備を結局、全部廃棄して新しいものを入れた場合には、どう見ても新設に見えるのではないかと考えますし、新設という定義の仕方について、詳細な検討が必要ではないかと考えております。

また、24番は出力増強でございますけれども、これについては報告書に賛成という意見であります。報告書案の文面が、「出力増強の場合の扱いについて、報告書案への賛成意見があった、との意見があった」とありますが、「との意見があった」という文言が誤記で重複しておりますが、申し訳ありません。

次は27番のご意見でございます。これは費用負担の話でございますけれども、公平性ということは報告書の中にも出て参りますが、電気の使用量に応じて負担するのは必ずしも公平ではないのではないかと。例えば、使用量ではなくて従価制、これは言ってみれば、消費税みたいなイメージなのかと思っておりますけれども、あるいは昼夜間別、昼と夜とのサーチャージの価格に差をつけるとか、あるいは業種別にサーチャージを変えると、そういう考え方もあるのではないかとご意見が総数で667通ございました。これは後で関

連する意見が出てまいりますので、コメントはまたそのときに申し上げます。

46番です。このページは比較的、件数が1件とか3件と少ないので、代表して46番と47番をご紹介します。系統安定化対策につきまして、より費用の圧縮を図るべきだとか、あるいは中長期的な方向性を示すべきといった意見がありました。これにつきましては、46番の回答と47番の考え方のところをご紹介しますと思いますが、もともと買取小委員会が始まる前に、約8カ月、9カ月ぐらいにわたって「再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム」において検討が行われていたわけですが、昨年3月にパブリックコメントにかけた資料には、系統対策につきましても詳細な記述をしておりました。ただ、そのときの系統対策費用というのは、数千億から1兆数千億という非常に大きな幅がございました。47番の回答でございますけれども、この費用を、つまりこれは国民負担になるわけでございますので、最小化とかそういったことについても引き続き検討していくということを考え方のところに書いてございます。

55番のご意見で、環境価値のところでございますけれども、環境価値を促進する仕組みづくりが必要であるということでございます。環境価値のところにつきましては、とりあえずはいったん、これは買取ということで、一般電気事業者、特定電気事業者に環境価値が移転して、それが排出係数の改善ということで、すべての需要家にメリットがあるという考え方でございますけれども、引き続き詳細につきましては、関係省庁との議論も含めまして検討してまいりたいということでございます。

56番でございます。効果の検証ということございまして、現行制度も含めて、とにかくこの新しい制度は、まず、新設の効果を検証しながら、適宜見直しを行っていくべきだといったような意見が437通ございました。これに対しては、これも報告書(案)に書いてございますけれども、必要に応じて機動的に制度の見直しを行うということではないかと思えます。

57番は、制度が、現行の制度から新制度に移行するところがやや複雑なわけでありませうけれども、このところをしっかりと周知広報してほしいという意見がございました。これにつきましても当然、周知広報の徹底というのは頑張っていきたいと考えております。

それから、これも比較的多かった意見が、61番と62、63ぐらいが一つの固まりになるでしょうけれども、制度の導入に賛成するという意見と、それから、制度の導入に反対という意見も25通、それから、慎重に検討というのが63番でございますけれども、61通ございました。

64番でございますけれども、環境と経済の両立というのを意識しながら検討してほしいというようなご意見でございます。

65番は、先ほどの公平性の問題と関連しますが、先ほどとは逆に、すべての需要家が公平に負担すべきというような意見ございまして、これが359通ございました。

66番は、これが一番、数としてはすごく多かったですけど、5,805件という件数でございます。電力多消費型産業への何らかの負担軽減措置が必要というようなご意見でございます。

67番は、これもその関連ということでございますけれども、ドイツのように特定の産業に対して負担軽減するようなサーチャージにならないかというようなご意見ございました。

68番は、分類がなかなか難しかったですけれども、給料が下がると生活が困難になるとかそういったようなご意見ございまして、これをまとめて48件としております。これにつきましては、報告書（案）では「8.その他留意事項」のところに、費用の負担に係る制度の設計に当たっては、国民の理解を得つつ、議論を進めていくことが重要であるという記述がございます。

また、参考資料1をごらんいただきたいと思うんですが、これは、昨年12月28日に地球温暖化問題に関する閣僚委員会というのがございまして、総理、経済産業大臣、環境大臣が参加する閣僚委員会でございますけれども、この閣僚委員会で、地球温暖化対策の主要3施策についてという基本方針が取りまとめられております。この3施策とは、1ページに記載されている地球温暖化対策のための税、2ページに記載されている、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度、それから、国内排出量取引制度でございます。

2ページのところの再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度に関しましては、基本的な考え方として、再生可能エネルギーの導入拡大によるエネルギー・セキュリティの向上、新産業の育成、雇用の拡大、地域経済の活性化に資するものとして、関連法案を次期通常国会に提出するというのが基本的考え方になっております。

また、配慮事項といたしまして、「本制度の導入により生じる負担については、その公平性を確保する要請がある一方で、電力多消費産業をはじめとする産業の国際競争力に影響があり得ることにかんがみ、負担と導入の動向を見きわめつつ、本制度全体の負担総額を軽減・限定するような制度設計を工夫する」ということが書かれております。また、制度導入の時期でございますけれども、「平成24年度からの制度導入を別途として、国民各層

との十分な対話を行いながら検討を進める。また、制度導入後も柔軟に見直しを行う」ということが書かれております。

ということで、例えば、資料3-1でパブリックコメントのご意見をご紹介しますまいりましたが、66番、67番あたりのご意見につきましては、報告書の中にもそういうご意見があったということを明記させていただいておりますし、また、参考資料1にありますように、閣僚委員会のほうでも何らかの工夫を検討していくということが決まっているところをごさいます、私どもとしましては引き続き検討してまいりたいと考えております。

それから、76番のご意見をお願いいたします。議論の在り方でございますけれども、オープンな議論をすべきというようなご意見、あるいは、時間をかけて十分議論すべきというようなご意見でありました。もともとこれは、パブリックコメントをかけた時期が年末年始ということで、ある種の悩みもあったんですけども、かえって年末年始のほうがゆっくりお読みいただけるんじゃないかなと思いつつも、何でこんな時期にパブリックコメントをかけるのかという意見が出てくるのが非常に怖かったです、そういう意見は一通もなく、ほっと胸をなでおろしております。ただし、ややパブリックコメントの期間が短いという意見が1通だけございました。

これにつきましては、全量買取制度の検討は一昨年11月から、経済産業省の三役を中心にプロジェクトチームで検討してまいりまして、7月にいったん、大枠といいますか、基本的な考え方をさせていただいて、その後、9月から本日まで、約5カ月ぐらい検討してまいりましたので、私どもとしては十分時間をかけて議論してきたと考えております。パブリックコメントもその間に2回行ってございますし、ヒアリングもかなりの回数行ってまいりまして、そういう意味では随分時間をかけているし、また、オープンな場で議論してきたと考えております。

それから、78番のご意見でございます。買取制度以外の支援措置ということで、今回、買取制度の検討を、買取制度導入を前提に補助金が縮小されるということでございますけれども、補助制度を引き続き続けてほしいというような意見が119通ほどございました。

以上、8,000件を超える意見でございましたので、それをわずか短時間でご説明するのは、意見を書かれた方に申しわけない気持ちもございまして、できる限りご意見を反映するような形で、こちらにまとめさせていただきました。

ご説明は以上でございます。ありがとうございました。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。昨年12月22日に開催した前回会合におきまして、いろいろとご意見が出ましたので、そのご意見を踏まえながら、法律の中で対応すべき方向性というのに関しては、これは賛否両論が、皆さんのお考えを包括的にとらえて、ある方向性を出していく。ただ、ここに出てきたご意見に関しては、きちっとその旨を明記していくという考え方で対応させていただいたつもりでありまして、それを踏まえてパブリックコメントを拝見しますと、ある意味では、我々が出している法律の中での対応に対する方向性に関しては、もちろん賛否両論のご意見があるのは事実でありますけれども、それほど否定すべき内容ではなかったというふうに理解しておりまして、そういう意味で、このパブリックコメントにつきましては、昨年、報告書を修正した案について、一応修正はしないで、本委員会の報告書として取り扱いたいというふうに委員長としては思っております。

ただ、数のこともありますけれども、負担のあり方だとか、減免あるいは軽減措置につきましては大変な量のコメントが寄せられておりまして、私もそれをじかに拝見させていただきました。主に電炉メーカーさんからのものが多かったわけですが、よく読んで理解をしております。内容としては、何らかの負担軽減措置が必要だというご意見でございます。その扱いが今回の一番大きな課題だろうと思っております。

今、渡邊課長からお話がありましたように、報告書の中で、私なんか随分気を使ったところというのは、19ページの一番最後のところに、「8.その他留意事項」という中に、この法律の中で考えられ得ることと並行しながら、ご意見をいただいたものを併記して、最終的に、8の最後のフレーズ、すなわち、いろいろな意見が出てきて、もちろん妥当だと考えられるところはあるわけでございますので、「これらの意見を踏まえながら、費用の負担に係る制度の設計に当たりましては、国民の理解を得つつ、経済産業省において議論を進めていくことが適当である。」という文章でつくっております。そういう意味では、引き続き、負担軽減あるいは負担のあり方につきましては、経済産業省の中で、きちっと国民的なコンセンサスを得ながら対応していただくこととなります。

それから、これらの意見というのは既に、これも今、渡邊課長がおっしゃっておられましたが、参考資料1「地球温暖化対策の主要3施策について」の配慮事項の中に書いてありますように、産業競争力の影響もあり得るということをかんがみまして、負担と導入の動向を見きわめながら、本制度全体の負担総額のシーリングとか軽減措置、あるいはマキ

シマムな値を決めるとか、こういう細かな値を設定しながら制度設計を工夫していくということも、政治レベルの会議では書いてございますので、そう考えますと、今回の報告書に関しましては、皆さんまだご意見が多々あるとは思いますが、本委員会とは別という形でパラレルに、経済産業省の中においてきちっと各業界と対話をしながら進めていく。機動的にこの制度が機能できるように対応するというのもあわせて検討していただくということになると考えております。

そういう方向でよろしいでしょうかということをお伺いしながら、特段のご意見がありましたら、ご意見をいただきながら、最終的な取りまとめに向けて、今日の会議を進めていきたいと思っております。札を挙げていただければ、順番どおりご指名させていただきますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。それでは、西山委員、月山委員、山田委員、辰巳委員、永田委員。よろしく願いいたします。どうぞ。

○西山委員

ご指名ありがとうございます。大筋に関しましてはこれで結構でございますけれども、1点だけお願いしたいと思っております。

9ページ、10ページにまたがるところでございますけれども、RPS法の廃止の影響の部分についてでございます。先ほどもパブリックコメントの中にありましたが、「RPS制度導入以降に運転を開始した設備であって、同制度の新エネルギー等発電設備として認定されていた設備を対象として措置を講ずるべき」という部分でございます。10ページのイメージ図をごらんになっていただきますと、2003年のRPS法施行以降で運転を開始したという形になっていますが、この半年前に、実はRPS法の公布がなされておりまして、その時点から、この法の趣旨を見据えて設備を導入したところもあると思っておりますので、その辺につきましてはご配慮のほどをお願いしたいと思っております。以上でございます。

○柏木委員長

ありがとうございました。それでは、月山委員、どうぞ。

○月山委員

ご指名ありがとうございます。私から、3点、意見を申し上げたいと思っております。

1つは、本日の取りまとめの報告書、あるいはパブコメのまとめにも挙げていただいておりますが、制度導入に関する国民の理解についてでございます。全量買取制度は、将来にわたりまして国民生活、産業活動に非常に大きな影響を及ぼすものと思っております。ほかの環境政策も含めました負担の程度・効果等につきましては、国が責任を持って、産業界ある

いは国民の各層に情報提供と、十分にご理解いただく活動を進めていただくということが制度導入の大前提とっておりますので、私ども自身も頑張っておりますが、導入される場合には、ぜひ、その点をどうかよろしくお願ひしたいと考えてございます。

2点目は、制度の若干細かいところになりますが、太陽光発電の買取方式についてでございます。こちらについては、既に太陽光発電については余剰買取制度が導入されているところでございます。お客様、あるいは現場の混乱を招かないという観点から、住宅、非住宅用の区分ですとか、あるいは住宅用における余剰買取方式といったものについて連続性を意識していただくことは非常に大事なこととっております。1つ目の理解の定着ということにもかかわっておりますが、どうかご理解をよろしくお願ひしたいと思っております。

3点目は、制度導入後の効果の検証についてでございます。報告書の最後のほうにも記載させていただいておりますが、導入した場合におきましても、再生可能エネルギーの導入量ですとか、国民各層の負担の程度、あるいは再生可能エネルギーのコストの推移、あるいは関連産業育成への効果が、目指していたものに対してどうなったのかという効果の検証を踏まえながら、柔軟かつ機動的に制度の見直しにつなげていただくということが非常に大事かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいということでございます。

その中で、国民全体で低炭素社会を目指すということが今回の制度のねらいとであると思っておりますが、その利益、効果というのは、やはり国民全体で享受するということかと思っておりますので、将来的に制度を見直すという場合には、エネルギー間の公平という観点もぜひ頭に置いて必要な措置を講じることを、ご検討いただけたらと思っております。以上でございます。ありがとうございました。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。山田委員、どうぞ。

○山田委員

委員長及び渡邊課長からも丁寧なご説明がありましたので、我々が今まで主張してきた趣旨は今後の検討の中で反映されるものだと思っておりますけれども、1点、確認の意味も含めて、改めて意見を述べさせていただきたいと思っております。

19ページに、軽減措置の必要性について、双方の意見があるという感じでまとめられており、あるいはパブリックコメントについても、数の多さは別にして、双方の意見があると理解しています。ただ、何となく誤解があると思うのは、公平な負担が必要である、

それは当然だと思うんですね。ただ、公平という概念について、何が公平なのかという議論を十分せずに、電力価格に一律に乗せるということが公平だということが前提にされ、大枠の中でもそれが基本であると書かれ、今回の取りまとめでも、電力多消費産業に対して軽減措置をすると、その分を、例えば一般の消費者に上乗せされるので公平でなくなるとか、そういう決めつけというか、ロジックが頭の中にあって、公平イコール電力価格に一律上乗せで、影響を受ける産業があるとしても、軽減措置をすることは不公平という、マインドコントロールじゃないですけども、そういう認識になっているのではないかと思います。

消費者の皆さんも含めて、再生可能エネルギーの利用拡大を進めていく。これは将来のエネルギー・セキュリティであるとか、その他の効果もあって、進めていくということに反対している人はいない。ただ、負担が大変である。その結果、電気料金が高くなる。それは困ります。あるいは、一部の著しい影響を受ける産業に軽減措置をすると、それがまた自分たちに上乗せされる。それはできるだけやめてくれという意見だと思います。

今回は新しい産業育成のための負担をどうするかということですから、それは公的資金でやるということもあるでしょうし、電力料金に乗せるというやり方もある。ただし、産業の実態からして、これ以上省エネをしようがない、電力消費量を下げられないという産業もある。したがって、電力料金に一律上乗せの結果として、既存の産業に著しい影響があるのに、一律にやるのが公平であって、その産業がダメージを受けても仕方ないということではないと思います。

したがって、今後の制度設計に当たっては、それらを踏まえて、電力料金に一律上乗せすることが公平だからという前提にたつのではなくて、著しい影響を受ける産業に対し必要な軽減措置はちゃんと検討していただいて、それが妥当かどうかは当然、また国民に諮っていただくということで構わないと思いますので、その点、ぜひよろしくご検討いただきたいと、お願いしたいと思います。以上です。

○柏木委員長

ありがとうございました。続きまして、辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員

特段の意見というほどでもないのですが、一言、コメントを申し上げたいと思います。

まず、報告書（案）のほうで、前回、私が申し上げた、わかりにくいバイオマスの話や買取主体のところを、わかりやすく書きかえてくださったこと、ありがとうございました。

絵も入れてくださり、とてもわかりやすくなったと思っています。

それから、パブコメに関してですが、私たちも時々パブコメを出しますが、出すときのパワーというか、書く側は時間もとられ、とても大変です。そんな思いをして出された、全員がそうかどうかはわかりませんが、多くのパブコメは出された方も非常に思いを込めて書かれていると思います。それに対して、本当に真摯に分類して、わかりやすくまとめてくださった事務方のご対応に対して、私はこの委員会のメンバーとしてお礼を言いたいと思っています。それを一言申し上げただけです。ありがとうございました。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。永田委員、どうぞ。

○永田委員

この報告書について、文面について特に申し上げることはなくて、柏木委員長及び経済産業省の皆様、ここまでまとめていただいたことに改めて感謝申し上げます。

ただ、1つだけ申し上げたいのは、骨太の方針がこれで決まったわけですので、これを極力早く実施に移していただきたいというのがお願いでございます。つまり、RPS制度がなくなり、補助金もなくなるということが一方で決まっているわけでございまして、固定価格買取制度のほうはなかなか決まらないという空白状態といいますか、真空状態になるのが一番困るわけでございまして、真空状態になると風車も回らなくなるわけでございますので、書かれたとおりに、ぜひ実現していただくということを最後にお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。市川委員、どうぞ。

○市川委員

パブリックコメントは丁寧にまとめて、私たちにもわかりやすく解説していただきまして、ありがとうございました。

1点だけ確認をしたいと思います。制度導入後の効果の検証のところで、何回か意見として出している、消費者の人たちが知りたい情報をきちんととれるようにしてほしいということです。自分たちの負担が具体的にどういうふうにかかされて、活用されているのか、そのメリットを受けている事業者は一体どういう企業活動をしているのかというようなところも丁寧に、例えばレビューをするたびに消費者にも情報提供をするとか、あるいは、一般の消費者の人たちがホームページとかサイトを通じて、いつでもその情報にアクセス

できるような具体的なものを、言葉として、文言として入れていただけるとうれしいなと思っておりました。以上でございます。

○柏木委員長

ありがとうございました。それでは、鈴木委員どうぞ。あとどなたか、ご意見がありましたら挙げていただけますか。それでは、今日は、鈴木委員と遠藤委員をもって最後のご意見にさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、鈴木委員、遠藤委員、どうぞ。

○鈴木委員

先ほど辰巳委員からもございましたけれども、今回、これだけたくさんのパブリックコメントを短期間でおまとめいただきまして、まず事務局に、ご苦勞いただきましたことを御礼申し上げます。

今後、まだ具体的に詰めるべきところが、いろいろ残っているかと思いますが、電気事業者の立場で2点ほど、制度設計に関しましてお願いしたい点がございます。

1つは、太陽光の価格でございますが、これは現行の余剰購入の制度におきましても、3から5年以内にシステム価格の半額を目指すということで、コストダウンや高効率化を通じて、お客様の負担も軽減につながるという趣旨で制度設計されていると認識しております。新しい全量買取制度におきましても、住宅用、非住宅用を問わず、目標を明確にして段階的に低減していくことが肝要かと思っておりますので、ぜひこの点をよろしくお願ひしたいと思っております。

2点目は、実務的な立場としましては、対象となる設備の認定方法については、国で主体となって認定するようなやり方、これは透明性等の観点から、あるいは客観性という観点から、非常に重要かと思っておりますので、ぜひそういう方向でご検討いただきたい。その際に、太陽光の認定につきましては、遠からず全国で100万件を超えるようなのも視野に入ってきました。そういう状況の中で、現在のように、私どもRPSの認定におきましては、電力会社が代行申請というような形をとっておりますが、客観性や透明性、あるいは業務上の観点や設置者の立場から、代行申請に頼らないよりシンプルな工夫をぜひお願ひしたいということで、よろしくお願ひいたします。

○柏木委員長

ありがとうございました。遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員

今までも何度か、いろいろご意見を申し上げていますので、繰り返しになるかもしれませんが、簡単に、2つだけ申し上げます。

1つ目は、今回、大枠で、法案が通った暁にはできるだけ速やかに、詳細設計の部分についても早く決めていただいて、ご提示いただきたいということでございます。当然、事務局の皆さんはいろいろご苦労されて、今、調整されているのはよく存じていますけれども、早く中身が決まることによって導入もより促進されるということだと思いますので、ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つは、レビューの件なんですけれども、PPSの立場でいいますと、全量買取の対象となる電源が、我々がアクセスできるような状態になるかどうか、卸電力取引所にもちゃんと出るかどうか、これもきちんとレビューしていただきたいと思ひますし、それから、RPS対象電源で、全量買取にならない電源というのも多分、出てくるのではないかと思ひます。そういった電源がこれからどうなっていくのかということについても、我々大変興味を持っていますので、そういったことも含めてレビューしていただきたいと思ひます。以上でございます。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。いろいろと今日、またご意見をいただきました。例えば、広報をしっかりと。これはやっぱり国民負担ということになりますと、どうやって広報をこれからも続けてやっていくか。それから、制度の継続性。RPSから始まり固定価格を一部導入し、これからまた固定価格ということで、制度の継続性をこれからもどういうふうに担保しながら進めていくか。それから、検証の重要性。あと、価格に関しては、やはり固定価格の場合には、機動的に現状の技術開発に合った意思決定をしていかないと、いったん決めたらそれがずっと続くというわけではありませぬので、機動的に、きちっとした、社会コストが少なくなるような形で持っていく。

それから、負担の公平性、これは、当初はまだそんなには多くありませんけれども、一応シミュレーション上は、2020年度程度におきまして5,000億、6,000億の負担ということになるわけでありまして、そういう意味では、公平性、これから機動的に、これも対応していくということになるだろうと思ひます。

ですから、ポリシーミックスの話、こういうのも踏まえて、今、出させていただいた制度をもとに、これから進めていく。まずは、始めるのであれば速やかに始めて、再生可能エネルギー導入拡大に向けたスピーディーさというのが重要になると考えたわけでありま

して、今日のご意見を踏まえまして、こういう対応を今後していくということをベースにしながら、委員長としましては、パブリックコメントにかけさせていただいた報告書、この（案）というのを取らせていただいて、この小委員会の報告書ということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○柏木委員長

ありがとうございました。それでは、今後、そういう取り扱いをさせていただきたいと思います。それで、今後、この小委員会でなされた議論、既にこの中にも書いてありますし、企業の今後の経営にも大きな影響を及ぼす可能性がございますので、そこら辺を踏まえて、このご意見を私なりに、親部会の審議会、法律マターになるわけでありますので、審議会開催ということになるんだろうと思っております、これは大臣がご判断されることかもしれませんが、いずれにしましても、新エネルギー部会、これは私、今、委員として参画しておりますので、委員として、この内部でなされたディスカッションをきちっとご報告することといたします。

それと同時に、電気事業分科会、これは委員ではありませんが、オブザーバーとして参画をさせていただいて、皆様方がここまでずっとご発言されてこられた内容をきちっと申し述べたいと思っております。最終的には新エネルギー部会の判断を仰ぐということになると思いますので、そういう方向で、これから進ませていただくというふうに考えております。

以上、このことをもって、この小委員会の報告書を取りまとめさせていただくということにさせていただきます。ありがとうございました。最後ですけれども、渡邊課長に今後に関する補足説明を頂いた後、安井部長からご挨拶をお願いします。

○渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

今回のスケジュールや次回の議題に関し、ご説明がございます。1月25日に次回の買取制度小委員会を予定しておりますが、これは今回の全量買取制度とは全く異なる議題でございます。現行の太陽光発電の余剰電力買取制度についてご審議いただくものでございます。

具体的には、平成23年度、この4月からの太陽光発電の買取価格と、この4月からの太陽光発電促進付加金（太陽光サーチャージ）のご審議をお願いすることになります。したがって、太陽光に限定された話ということになりますので、従前からこの委員会に

お入りいただいた方にはご出席いただきたいと思ひますし、もちろんそれ以外の方もご出席いただければありがたいです。将来、全量固定価格買取制度になったときも、多分、この審議会で価格の決定をすることになろうかと思ひますので、出席しておきたいという方もいらっしやると思ひますし、そういう意味で、皆様にご案内を差し上げるものでござひます。毎週毎週で恐縮でござひますけれども、来週、ぜひよろしくお願ひいたします。

また、先ほど委員長からお話がありました、新エネルギー部会への報告でござひますが、まだ日程を調整中ではござひますけれども、2月中旬ぐらいに予定しております。電気事業分科会につきましては、来週1月24日に、これも柏木委員長にご出席いただきまして、ご報告いただき、ご審議を受けるということになっております。

以上でござひます。ありがとうございました。

○柏木委員長

私のほうで一言、申し上げておかなければいけないことがありまして、今後、引き続き再生可能エネルギーの全量買取制度の策定に向けて、事務局におきましては、買取制度小委員会報告書の内容を踏まえながら、法制面での検討を続けるということになるわけでありまして、その際、報告書の内容を最大限に反映させるということになるわけですが、例えば法技術的にそぐわない事項等も出てくるかもしれません。そういう場合には、報告書の9にありますとおり、事務局が適切な代替案を検討するというようになってくるわけでありまして、技術的な問題ですが、その際、本小委員会での取り扱いにつきましては、私自身が事務局と相談していきたいと思ひております。最終的な判断は一応、私にご一任いただければと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に、安井部長からごあいさつをいただければと思ひます。

○安井省エネ・新エネ部長

安井でござひます。昨年7月に、再生可能エネルギーの全量買取制度に関するプロジェクトチーム、三役も入ったプロジェクトチームで大枠が公表されまして、それを受けて、本小委員会第6回から12回までの7回にわたって、大変ご熱心な、しかも広範囲な問題を取り扱ってご議論いただきまして、まことにありがとうございました。本日、この制度の詳細設計といひますか、設計についてのご報告書をいただきまして、まず御礼を申し上げたいと存じます。

それから、今般、8,800件を超えるパブリックコメントをいただきまして、本件に対する関心の高さ、あるいは関係の広がりというものを強く感じまして、心に深く受けとめ

たところであります。また、途中で紹介がございましたけれども、昨年12月に地球温暖化問題に関する閣僚委員会において、この制度を次期通常国会に提出するように取り組みという方針が示されております。そうしたことももちろんございまして、本日取りまとめていただきました報告書をもとに、私ども、極力これが実現するよう努めていきたいと思っております。

先ほど委員長からもお話がございましたけれども、この法律は新しい制度であるということと同時に、RPS制度とか余剰電力買取制度等の先行制度もありますので、法律上の整備でなかなか複雑な面もございまして、法制論というのはなかなか難しいところがありまして、ここに書いてあるとおり全部できるというか、あるいは若干の修正が要るか、これから私どもも努力していきたいと思っておりますし、先ほどお話がございましたように、委員長ともご相談をして、この趣旨が最大限体されるよう努めていきたいと思っております。

それから、パブリックコメントの中でも、負担のあり方、予算の重さ、大きさに関する論点について、非常に多くのご意見をいただいております。この点についても、委員長からもお話がございましたけれども、法案の取りまとめの過程の中で、私ども、関係者の方々とも丁寧な調整を進めていきたいと思っております。

いずれにしましても、この制度は、我が国の再生可能エネルギー、住宅用の太陽光以外のものを大きく導入を拡大していくという意味においては、新しい道を開く制度であると思っております。この制度に関しては、この小委員会では制度面のご議論をメインにしていただきましたけれども、これからは、国民の皆様にも制度の意味を理解していただくという意味でも、この制度の結果や効果といったところも一緒に、丁寧なご説明をしながらやっていきたいと思っております。この場でいただきました多くのご指摘を踏まえまして、よりよい制度となるように、私ども努めていきたいと思っております。

最後でございますけれども、大変多くの時間と労力を費やしてご審議をいただきましたことに、心から御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

○柏木委員長

委員長として、なかなかご期待に沿えなかった点もあるかもしれませんが、この委員会の議論がきちっと反映されるように、今後とも尽力をさせていただきますので、末永く、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

3. 閉会

○柏木委員長

今日はこれで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —

【問い合わせ先】

経済産業省資源エネルギー庁

省エネルギー新エネルギー部

新エネルギー対策課再生可能エネルギー推進室

電話：03-3501-1511（内線：4455）

FAX：03:3501-1365